

第一期 P F I 事業整備等浄化槽
保守点検等包括業務に関する
選定審査要件書

平成 27 年 8 月 21 日

富田林市
(上下水道部下水道課)

目 次

1	本書の位置付け	1
2	審査の方法	1
2.1	入札方式	1
2.2	選定委員会	1
3	審査の手順	1
(1)	資格審査	1
(2)	入札価格審査	1
(3)	事業提案審査	1
(4)	最優秀提案の選定	1
(5)	落札者の決定	2
4	事業提案審査	2
4.1	基礎審査	2
4.2	定性的審査	4
(1)	評価項目と配点	4
(2)	得点化の方法	6
4.3	定量的審査	7
4.4	総合審査	7
4.5	落札者の決定	7
4.6	入札者参加者が1者の場合	7

1 本書の位置付け

本書は、富田林市（以下「市」という。）が第一期PFI事業整備等浄化槽保守点検等包括業務（以下「本業務」という。）を実施する事業者を選定するにあたって、入札内容を審査し、落札者を決定する際の手順並びに審査要件等を示したもので、入札説明書と一体のものである。

2 審査の方法

2.1 入札方式

本業務では、生活の基盤となる浄化槽の保守点検を長期にわたり適正かつ安定して実施することが、住民サービスの重要な要件として求められる。従って、入札審査にあたっては、住民サービスや技術提案を主体とした定性評価に重点を置き、さらに価格提案による定量評価をあわせた総合評価によって審査する総合評価一般競争入札方式とする。

2.2 選定委員会

入札内容の審査は、学識経験者等からなる第一期PFI事業整備等浄化槽保守点検等包括業務受諾者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において最も優秀な提案を選定する。市は、選定委員会による審査結果に基づいて、最優秀提案を行った者を落札者と決定する。

なお、選定委員会の審査は非公開とするが、選定結果の公表後に審査講評並びに委員名を公開する。

3 審査の手順

審査の手順は以下のとおりとする。なお、提案内容を確認するため、必要な場合は、別途ヒアリングを行うことがある。

(1) 資格審査

入札説明書に示す参加資格確認書類等により、入札者の参加資格要件を審査する。

(2) 入札価格審査

入札者が提案する入札価格により、各人槽について、それぞれの1年間の保守点検価格（税抜）及び業務期間全体の総保守点検価格（税抜）を審査する。

(3) 事業提案審査

入札者が提出する提案書に記載された内容を審査する。なお、要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は審査対象外とする。

事業提案審査は、価格部分に関する定量的審査結果と、計画や企画部分に関する定性的審査結果による総合評価とする。

(4) 最優秀提案の選定

総合得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

(5) 落札者の決定

市は最優秀提案を行った入札者を落札者と決定し、その結果を速やかに公表する。これらの審査手順を図1「審査の手順」に示す。

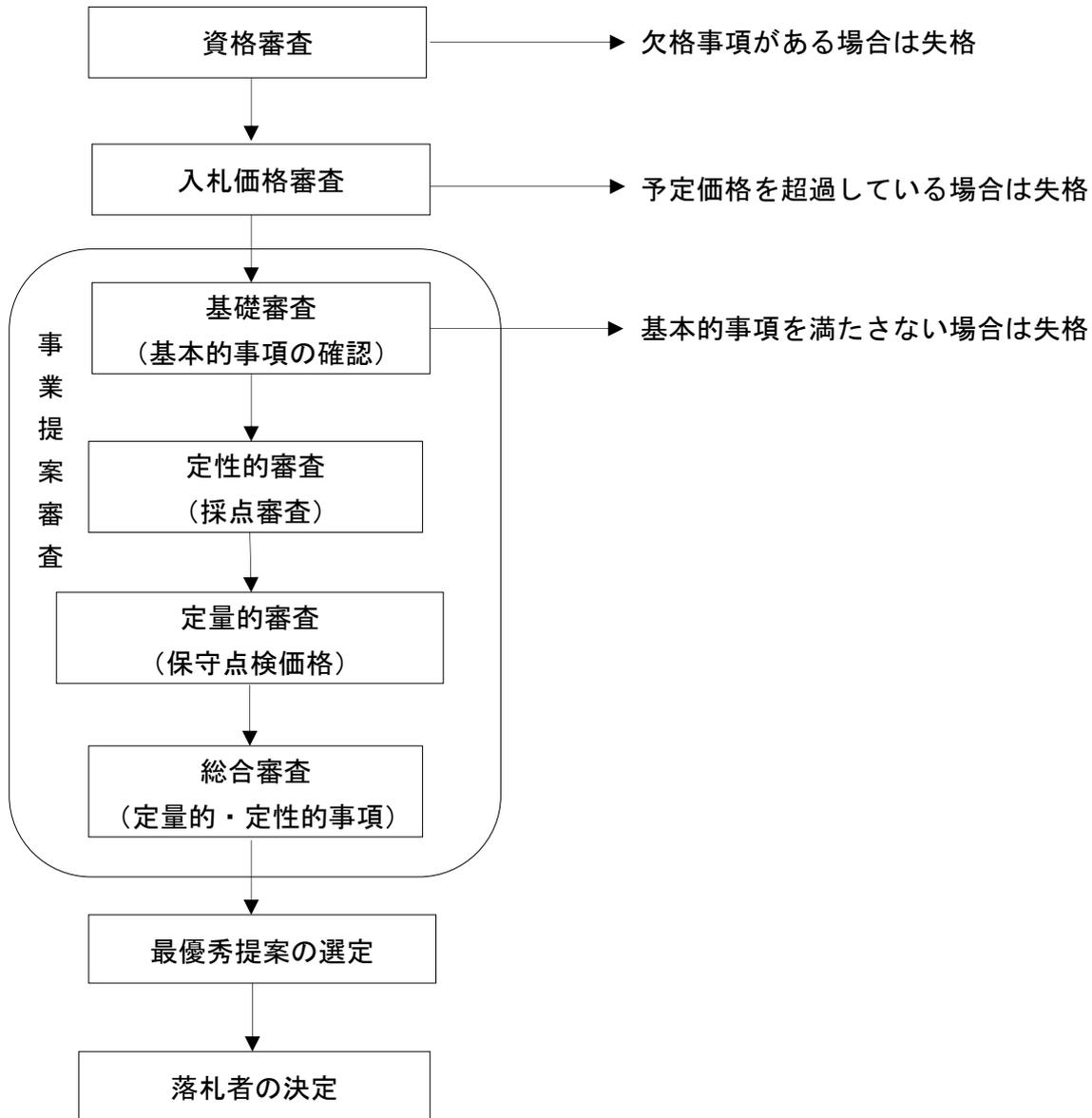


図1 審査の手順

4 事業提案審査

4.1 基礎審査

事業提案が表1「事業提案の審査要件」の審査要件を満たしていない場合は失格とする。

表 1 事業提案の審査要件

分類	評価項目	審査要件
第1章 市費用の低減 化に関する事 項	(1) 保守点検コストの低減 ・ 5・6・7・8・10・13・14・15・18・ 19・21・35・200 人槽の各 1 基あたり の 1 年間の保守点検等価格（税抜き） ・ 延べ 15,428 回の総保守点検等価格。 （税抜き）	・ 各人槽毎の保守点検価格と 総保守点検価格が明示され ていること
	(2) 本業務で対応できる修繕内容及び 費用の範囲	・ 白紙でないこと
第2章 住民サービスの 提供に関する 事項	(1) 本業務で対応できるサービス内容 及び費用の範囲	・ 白紙でないこと
	(2) その他、住民負担の軽減、住民サー ビスの向上につながる内容	・ 白紙でないこと
第3章 保守点検に関 する事項	(1) 保守点検計画 ・ 保守点検要領書（添付） ・ 基本スケジュール ・ 保守点検回数、時期 ・ 法定検査、清掃時期設定の考え方 ・ 保守点検体制 ・ 24 時間対応等に関する連絡体制	・ 保守点検要領書が添付され ていること ・ 保守点検の基本スケジュー ル、人槽毎の保守点検の時 期と回数、清掃や法定検査 との調整方法、保守点検の ための具体的な体制並びに 使用者ニーズに対応するた めの連絡体制が明示されて いること
	(2) 設置と保守点検に関して必要な情報 を市と共有する方法（一元的な管理シ ステムの提供）	・ 設備や保守点検等に関する 情報を市と事業者の双方で 共用可能な具体的なシステ ム仕様等が明記されてい ること
第4章 事業者の財務 基盤、事業信 頼性	(1) 資金計画、収支計画等の財務基盤 ・ 構成員の出資比率 ・ 資金計画の確実性、金融機関との調整 内容	・ 構成員の出資比率、資金調 達予定先と調達予定額、調 達予定条件が明記されてい ること
	・ 収支計画	・ 収支計画が明記されてい ること
	・ 協力会社への支払方法	・ 構成員、協力企業への支払 い方法が明記されてい ること
	・ 共同企業体内の連絡体制	・ 代表企業、その他構成員、 協力会社間の連絡体制が明

		記されていること ・各企業内の役割、担当者名、連絡体制が明記されていること
	・加入する予定の損害保険とその内容	・第三者損害保険の加入保険が明記されていること。
	(2) 環境保全活動及び市内における公共事業の実績（過去3年間の実績）	・実績の有無と、実績がある場合は、それを確認できる内容が明記されていること

4.2 定性的審査

(1) 評価項目と配点

事業提案の定性的事項について表 2 「定性的事項の審査の視点」の区分毎に審査の視点に基づき審査し得点化を行なう。

表 2 定性的事項の審査の視点

分類	評価項目	区分	配点	審査の視点
第1章 市費用の低減化に関する事項	(1) 保守点検コストの低減	/		/
	(2) 本業務で対応できる修繕内容及び費用の範囲	1	10点	・ブロワ、エアー配管の修繕や交換など、具体的かつ効果額が明記されているのか。
第2章 住民サービスの提供に関する事項	(1) 本業務で対応できるサービス内容及び費用の範囲	2	10点	・使用者への24時間対応、異常発生時の即時対応、保守点検結果の通知等本業務内で対応できる住民サービスや、浄化槽視察や学術調査等に対する対応について明記されているのか。
	(1) その他、住民負担の軽減、住民サービスの向上につながる内容	3	10点	・ブロワ振動・臭気対策等浄化槽の使用に際して発生する住民ニーズに関して、住民負担の軽減、住民サービス向上への具体的かつ明確な内容が記載されているのか。

第3章 保守点検に 関する事項	(1) 保守点検計画 ・保守点検要領書 ・基本スケジュール ・保守点検回数、時期 ・法定検査、清掃時期 設定の考え方 ・保守点検体制 ・24時間対応等に関する 連絡体制	4	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検要領書が具体的に記載されているのか。 ・標準とする保守点検の基本スケジュール、保守点検の回数、時期、法定検査、清掃時期の考え方を示しているか。 ・示された考え方が、国及び大阪府の保守点検の基準に合うものとなっているのか。 ・保守点検を実施するための具体的な実施体制が示されているか。 ・平時の窓口の設置及び休日や夜間の連絡体制が明記されているのか。
	(2) 設置と保守点検に関して必要な情報を市と共有する方法	5	30点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の責任において調達される浄化槽管理システムにおいて、浄化槽の設備、保守点検、清掃に関する情報項目として、どの項目がデータとして格納されるのか。 ・浄化槽管理システムの編集機能、検索機能、出力機能、作図機能はどの程度装備されているのか。 ・市と事業者の情報共有に関する具体的な方法とセキュリティ対策を明記しているか。 ・システムの導入実績はどの程度あるのか。
第4章 事業者の財務 基盤、事業 信頼性	(1) 資金計画、収支計画等の財務基盤 ・構成員の出資比率 ・資金計画の確実性、金融機関との調整内容	6	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の出資比率について記載しているか。 ・資金調達予定先と調達予定額、調達予定条件(金利等)に妥当性があるのか。 ・予定金融機関への返済計画に妥当性があるのか。
	・収支計画			<ul style="list-style-type: none"> ・事業収支が具体的に計画されており、その計画に

				妥当性があるのか。
	・協力会社への支払い方法			・資金調達と支払い計画に妥当性があるのか。
	・グループ内の連絡体制			・代表企業、その他構成員、協力会社間の連絡体制が具体的で適切であるか。 ・各企業内の役割、担当者名、連絡体制が具体的で適切であるか。
	・加入する予定の損害保険とその内容			・第三者損害保険を初めとする加入保険とその内容が適切であるのか。
	(2) 環境保全活動及び市内における公共事業の実績	7	20点	・環境保全等に積極的に活動しているのか。 ・確実な事業実施を判断できる、より多くの実績を持っているのか。
定性的得点	配点合計		100点	

(2) 得点化の方法

事業提案は、定性的事項の評価項目ごとに、表 3 の「定性的事項における得点化の方法」に示す A1 から F の 11 段階で評価し得点化を行う。

評価項目ごとの得点は、各委員それぞれの事前評価を参考に、選定委員会における委員の合議により決定する。

表 3 定性的事項における得点化の方法

評価	評価の意味	定性得点		
A1	特に優れている	10	20	30
A2		9	18	27
B1	優れている	8	16	24
B2		7	14	21
C1	普通（該当なし）	6	12	18
C2		5	10	15
D1	やや劣っている	4	8	12
D2		3	6	9
E1	劣っている	2	4	6
E2		1	2	3
F	評価しない	0	0	0

4.3 定量的審査

事業提案の定量的事項である価格提案については、下記の数式により得点化を行う。
なお、総保守点検価格を入札価格とする。

定量的得点 = $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 150$ 但し最高点は30点とする。

※得点は、少数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位まで求める。

※業務の品質を維持するため最低制限価格の率（入札価格／予定価格）を0.8とする。

4.4 総合審査

最優秀提案は、定性的得点と定量的得点の和において、最高得点となった提案とする。なお、複数の提案が同得点で最高得点となった場合、総合的な観点から比較審査し、選定委員会の協議により優秀と判定する提案を最優秀提案として選定する。

4.5 落札者の決定

市は、選定委員会が最優秀提案として選定した提案を行った入札参加者を落札者と決定する。

4.6 入札者参加者が1者の場合

本業務はPFI事業を引き継ぎ、間断なく浄化槽の保守点検を実施するものであるため、入札者参加者が1者であっても、資格審査、入札価格審査、事業提案審査を実施し、提案者が事業者として適切と判定された場合、当該提案を最優秀提案と選定する。

なお、資格審査、入札価格審査において失格となった場合及び事業提案審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本件入札は成立しないものとする。